

LEGAL QUEST『民事訴訟法〔第4版〕』補遺

2023年7月5日

358頁 8-3-4-3 第3段落を下記に差し替えます。主な変更箇所を下線を引いています。印刷のうえ該当箇所に貼る等してご活用ください。

また、②明文の規定によるものではないが、判例は、法律上の係争であっても、地方議会における懲罰決議の有効性や、大学による単位認定の当否などについては、団体の自律権を尊重する観点から、司法審査の対象から除外されるとしてきた（最大判昭和35・10・19民集14巻12号2633頁、最判昭和52・3・15民集31巻2号234頁。ただし、議員の除名処分や大学の修了認定については、一般市民法秩序に関わるとして司法審査を認めていた。最大判昭和35・3・9民集14巻3号355頁、最判昭和52・3・15民集31巻2号280頁）。もっとも、いわゆる部分社会の法理と呼ばれるこうした立場に対しては、団体ごとの性質の違いを捨象し、形式的に審査権の対象を限定するものとして批判が多く、判例も、地方議会議員の出席停止の懲罰の適否については、司法審査の対象となるに至った（最大判令和2・11・25民集74巻8号2229頁。上記最大判昭和35・10・19を変更）。なお、判例は、政党の自律権の問題については、次に述べる③の場合と同様に、団体の自律的決定を尊重しつつ、本案判決をしている（最判昭和63・12・20判時1307号113頁）。